2

法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一　刑法第九十五条、第九十八条、第九十九条、第百条第二項、第百一条、第百二条（同法第九十七条及び第百条第一項に係る部分を除く。）、第百七十六条、第百七十七条、第百七十八条の二（同法第百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百七十九条（同法第百七十六条、第百七十七条又は第百七十八条の二に係る部分に限る。）、第百九十四条、第百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幇助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十一条前段、第二百四十三条（同法第二百三十六条、第二百三十八条又は第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪

二　爆発物取締罰則第一条又は第二条に規定する罪（治安を妨げ又は人の身体を害しようとする目的でする行為に係るものを除く。）

三　国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第二十二条第二項に規定する罪

四　海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）第四条第二項に規定する罪

五　暴力行為等処罰に関する法律第一条に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯す行為に係るものを除く。）又は暴力行為等処罰に関する法律第一条ノ三に規定する罪（刑法第二百八条の罪を犯した者がする行為及び人を傷害する行為に係るものを除く。）

六　盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六条若しくは第二百三十八条の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）

七　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条に規定する罪

八　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条の四第一項又は第二項に規定する罪

九　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百十条第一項第八号に規定する罪

十　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第四十六条に規定する罪

十一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条第一号に規定する罪

十二　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）又は第百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

十三　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第百十一条第一号に規定する罪

十四　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三十二条の五に規定する罪

十五　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六十四条に規定する罪

十六　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二十五条、第二百二十九条又は第二百三十条第一項（同項第三号を除く。）に規定する罪

十七　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十九条に規定する罪

十八　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十一条第二項に規定する罪

十九　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百五十六条第一号に規定する罪

二十　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百三十六条第四項に規定する罪

二十一　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七十六条に規定する罪

二十二　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第七条第二項又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十三　航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第四条に規定する罪

二十四　火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）

二十五　人質による強要行為等の処罰に関する法律第一条から第三条までに規定する罪

二十六　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪

二十七　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）又は当該罪に係る同条第三項に規定する罪

二十八　保険業法（平成七年法律第百五号）第三百三十一条第四項に規定する罪

二十九　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百五十五条に規定する罪

三十　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第四十一条に規定する罪

三十一　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第三百十一条第六項に規定する罪

三十二　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第八条に規定する罪

三十三　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条（同条第一項第四号から第六号まで、第八号又は第十号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第三号及び第九号に係る部分を除く。）又は第七条（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に規定する罪

三十四　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百六十条又は第二百六十三条に規定する罪

三十五　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十六条に規定する罪

三十六　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百七十一条に規定する罪

三十七　市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十七条第一項又は第二項に規定する罪

三十八　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百七十二条又は第二百七十五条に規定する罪

三十九　会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪

四十　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六十四条に規定する罪

四十一　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものを除く。）

四十二　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項又は第二項に規定する罪

（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）

第十三条　法第五条の二第三項第一号の政令で定める射撃競技は、国民体育大会の射撃競技とする。

2　法第五条の二第三項第一号の政令で定める者は、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体とする。

第五条の五を削り、第五条の四を第十条とする。

第五条の三中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同条を第九条とする。

第五条の二の見出しを「（銃砲又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気）」に改め、同条中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項第三号」に、「とおり」を「もの」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の二条を加える。